

岩手県告示第740号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成20年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 名称 盛岡市高洞山休猟区

（2） 区域 盛岡市地内の主要地方道上米内湯沢線と市道浅岸21号線との交点を起点とし、起点から主要地方道上米内湯沢線を西に進みさらに北東に進み市道上米内24号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み林道米内川線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道高森山線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道上米内23号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道天神町銭掛3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに南東に進み林道御大堂2号線との交点に至り、同点から同林道を西に進み市道浅岸10号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道天神町銭掛3号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み、市道浅岸21号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

2（1） 名称 盛岡市玉山区砂子沢休猟区

（2） 区域 盛岡市地内の市道山形線と市道葛巻線との交点を起点とし、起点から市道山形線を北に進み盛岡市と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み小沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道前田岩洞湖線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに北西に進み市道葛巻線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

3（1） 名称 盛岡市玉山区下田休猟区

（2） 区域 盛岡市地内の国道282号と市道石羽根線との交点を起点とし、起点から国道282号を北に進み市道刈屋線との交点に至り、同点から同市道を東に進み盛岡市と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道尻志田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道尻志田刈屋北線との交点に至り、同点から同市道を東に進み尻志田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道大台松内線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに南に進み市道古川松内線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道滝ノ上線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道好摩生出線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道夏間木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み市道川崎夏間木線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道下田生出線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み農道陣場平線との交点に至り、同点から同農道を西に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道船田一本木線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道柴沢船田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道柴沢一本木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み種雄牛センターに通ずる敷地内道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み市道柴沢生出線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から盛岡市玉山区蛇沼特定猟具使用禁止区域及び盛岡市玉山区生出第二特定猟具使用禁止区域を除いた区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

4（1） 名称 八幡平市目名市休猟区

（2） 区域 八幡平市地内の国道282号と主要地方道二戸五日市線との交点を起点とし、起点から国道282号を北西に進み民有林89、98林班と国有林岩手北部森林管理署64から67林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み八幡平市と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

5(1) 名称 八幡平市暮坪休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の主要地方道岩手平館線と一般県道田代平西根線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平館線を南に進み市道荒木田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道館沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道寺沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み暮坪林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み民有林67、68林班と国有林盛岡森林管理署408、426林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北東に進み農道七時雨2号線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み農道七時雨3号線との交点に至り、同点から同農道を東に進み市道七時雨線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道田代平西根線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

6(1) 名称 八幡平市松川休猟区

(2) 区域 八幡平市地内の一般県道雫石東八幡平線と北ノ又川右岸との交点を起点とし、起点から一般県道雫石東八幡平線を南に進み国有林盛岡森林管理署1503、1550、1556及び1555林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林盛岡森林管理署1555林班い5小班、1556林班り1、ろ8の各小班、1559林班、1561林班い1小班、1562林班い1小班及び1563林班い1小班と国有林盛岡森林管理署1554林班い1小班、1555林班は1小班、1556林班は1、ほ1の各小班、1560林班、1562林班ろ、トの各小班及び1563林班ろ小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに北西に進み北ノ又川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

7(1) 名称 雫石町坂本休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の国道46号と町道坂本沢線との交点を起点とし、起点から国道46号を南東に進み町道小赤沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道小志戸前線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み林道小志戸前川線との交点に至り、同点から同林道を西に進み小志戸前沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み国有林盛岡森林管理署693林班及び民有林72林班と町有林53、54林班及び民有林68、69、70、71林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み山道(旧秋田街道)との交点に至り、同点から同山道を東に進み坂本林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み町道坂本沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

8(1) 名称 雫石町長山休猟区

(2) 区域 岩手郡雫石町地内の一般県道雫石東八幡平線と葛根田川左岸との交点を起点とし、起点から一般県道雫石東八幡平線を北西に進み町道網張3号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み一般県道網張温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み小岩井農場と民地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道雫石小岩井線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道雫石仁沢瀬線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道高前田小松線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西根線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み葛根田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

9(1) 名称 葛巻町鍋倉休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道281号と民有林128、138林班及び久慈平庭県立自然公園の境界との交点を起点とし、起点から国道281号を南西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を北に進み岩手郡葛巻町と九戸郡九戸村の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み岩手郡葛巻町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林128、138林班及び久慈平庭県立自然公園の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに南東に進みさらに南に進み起点

に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

10(1) 名称 葛巻町吉ヶ沢休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の町道中沢土谷川線と町道水尻線の交点を起点とし、起点から町道中沢土谷川線を南に進み町道椈ノ木土谷川線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道長久保線との交点に至り、同点から同町道を西に進み民有林41林班1小班、36林班1小班、38林班1小班と民有林124林班79、78及び53から43小班的境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み岩手郡葛巻町と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み岩手郡葛巻町と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み民有林8林班1小班と民有林9林班2小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み林道案内沢線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み林道案内沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み主要地方道葛巻日影線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み主要地方道葛巻日影線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進みさらに南に進み丸瀬沢に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み民有林66、18、22、30林班と民有林67、65、64、31林班的境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み土塁との交点に至り、同点から同土塁を南に進みさらに西に進み町道中沢土谷川線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

11(1) 名称 葛巻町小苗代休猟区

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道340号と町道五日市袖山線との交点を起点とし、起点から国道340号を北西に進み町道四日市中村線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み馬淵川右岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を南東に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み水路との交点に至り、同点から同水路を南東に進みさらに北東に進み町道滝ノ神線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み民有林271、272林班と農地及び学校敷地の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み町道四日市中村線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道赤坂線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道上平袖山線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道打田内袖山線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに東に進みさらに北に進み町道五日市袖山線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

12(1) 名称 岩手町水堀休猟区

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の国道4号と町道横沢高森線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道御堂新田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道鳥谷沢朽木林線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道横沢高森線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

13(1) 名称 紫波町長岡休猟区

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道396号と国道456号との交点を起点とし、起点から国道396号を北に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を北に進み紫波郡紫波町と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道長岡徳田線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

14(1) 名称 陸前高田市氷上山休猟区

(2) 区域 陸前高田市地内の国道45号と陸前高田市と大船渡市の境界との交点を起点とし、起点から国道45号を北西に進み林道氷上山線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み氷上山登山道との交点に至り、同点から同登山道を北に進み陸前高田市と大船渡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

15(1) 名称 住田町袈下山・秋丸休猟区

(2) 区域 気仙郡住田町地内の国道340号と町道二度成木船作線との交点を起点とし、起点から国道340号を南西に進み主要地方道遠野住田線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み町道新切新田線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに北に進み町道新田赤羽根線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み気仙郡住田町と遠野市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道船作秋丸線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道二度成木船作線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

16(1) 名称 山田町荒川休猟区

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の一般県道宮古山田線と下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点を起点とし、起点から一般県道宮古山田線を南東に進み町道白山船石線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道山内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み農道下野線との交点に至り、同点から同農道を西に進み町道那智畑線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み那智畑林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進み中ノ股沢と南ノ股沢の間の峰との交点に至り、同点から同峰を西に進み下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み下閉伊郡山田町と下閉伊郡川井村の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

17(1) 名称 山田町関口・田子の木休猟区

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の町道関口線と林道関口線との交点を起点とし、起点から町道関口線を東に進み農道関口白石線との交点に至り、同点から同農道を南に進み林道関口・白石線との交点に至り、同点から同林道を南に進み町道織笠外山線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み下閉伊郡山田町と上閉伊郡大槌町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み不動山林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み林道関口線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

18(1) 名称 川井村川井北休猟区

(2) 区域 下閉伊郡川井村地内の国道106号と下閉伊郡川井村と宮古市の境界との交点を起点とし、起点から国道106号を西に進みさらに北西に進み村道川内夏屋線との交点に至り、同点から同村道を北に進み下閉伊郡川井村と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み下閉伊郡川井村と宮古市の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

19(1) 名称 川井村田代北休猟区

(2) 区域 下閉伊郡川井村地内の国道106号と北田代山国有林三陸北部森林管理署387、386林班、大日向山国有林三陸北部森林管理署385林班と北平津戸山国有林三陸北部森林管理署382林班の境界との交点を起点とし、起点から国道106号を西に進み村道大吹沢線との交点に至り、同点から同村道を北に進み村道大吹沢線に通じる牧場道との交点に至り、同点から同牧場道を北に進み民有林230林班と民有林229林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み下閉伊郡川井村と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み下閉伊郡川井村と下閉伊郡岩泉町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み北田代山国有林三陸北部森林管理署395、394、391林班と達曽部山国有林三陸北部森林管理署207林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み北田代山国有林三陸北部森林管理署389、387林班と北平津戸山国有林三陸北部森林管理署380、383林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み北田代山国有林三陸北部森林管理署387、386林班、大日向山国有林三陸北部森林管理署385林班と北平津戸山国有林三陸北部森林管理署382林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

20(1) 名称 岩泉町沢中休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道455号と沢中沢との交点を起点とし、起点から国道455号を西に進み一般県道田野畑岩泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み国有林三陸北部森林管理署563林班及び民有林234林班と民有林233林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに南西に進み町道内ノ沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進みさらに北西に進み下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡田野畑村の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み民有林236林班と民有林240林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み一般県道田野畑岩泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み岩泉町沢中銃猟禁止区域の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み沢中沢との交点に至り、同点から同沢を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から岩泉町沢中銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

21(1) 名称 岩泉町メズクメ休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の主要地方道宮古岩泉線と一般県道有芸田老線との交点を起点とし、起点から主要地方道宮古岩泉線を西に進みさらに北東に進み町道メズクメ線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道長下線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み一般県道有芸田老線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

22(1) 名称 岩泉町関の沢休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道455号と町道早坂1号支線との交点を起点とし、起点から国道455号を東に進み町道早坂1号線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに西に進み町道早坂1号支線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

23(1) 名称 岩泉町折壁休猟区

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の一般県道普代小屋瀬線と町道奥岩泉線との交点を起点とし、起点から一般県道普代小屋瀬線を北東に進み林道燃壁線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み国有林三陸北部森林管理署久慈支署22、24及び26林班の境界へ至る沢との交点に至り、同点から同沢を南東に進み折壁岳頂上へ至る稜線との交点に至り、同点から同稜線を北東に進みナガヒサン林道へ至る沢との交点に至り、同点から同沢を南に進みナガヒサン林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み折壁林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み町道奥岩泉線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

24(1) 名称 久慈市大川目休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道281号と市道三日町大通り線との交点を起点とし、起点から国道281号を北東に進み市道生出町線との交点に至り、同点から同市道を南に進み林道柏木線との交点に至り、同点から同林道を南に進み林道柏木線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み市道大川目線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道山本川代線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道久慈岩泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道川又橋場線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道深田線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに北に進み市道深田長根線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道向屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道向屋敷線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み市道荒津前線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道滝線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道三日町大通り線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

25(1) 名称 久慈市荷軽部休猟区

(2) 区域 久慈市地内の国道281号と一般県道戸田荷軽部線との交点を起点とし、起点から国道281号を南に進み国道281号に通

じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を西に進み市道平庭線との交点に至り、同点から同市道を北に進み林道九戸高原線との交点に至り、同点から同林道を北西に進みさらに北に進み主要地方道一戸山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道荷軽部線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道戸田荷軽部線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

26(1) 名称 洋野町帯島休猟区

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の国道395号と町道大渡線との交点を起点とし、起点から国道395号を東に進み町道東横山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道板楽線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道八種線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道粒来十字線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道八種二ツ谷線との交点に至り、同点から同町道を南に進み高家川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み九戸郡洋野町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み農道弥栄向線との交点に至り、同点から同農道を南西に進み九戸郡洋野町と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み町道大渡線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

27(1) 名称 二戸市下斗米休猟区

(2) 区域 二戸市地内の国道4号と市道十字線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み主要地方道二戸田子線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み市道米田平門松線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道館ヶ久保線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道上斗米金田一線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道落合野境線との交点に至り、同点から同市道を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み馬淵川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進みIGR岩手銀河鉄道線との交点に至り、同点から同線を南東に進み市道岩館線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道金田一線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道十字線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

28(1) 名称 二戸市浄法寺町大清水休猟区

(2) 区域 二戸市地内の一般県道道前浄法寺線と市道高曲原線との交点を起点とし、起点から一般県道道前浄法寺線を南東に進み市道大森小泉線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道大清水高曲線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道大清水線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道山内線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道山内線から白金沢沿いに進む山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進み稲庭岳山頂に通じる沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進み市道高曲原線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み市道高曲原線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

29(1) 名称 軽米町晴山休猟区

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道340号と岩手県と青森県の境界との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み町道西里高家線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を西に進み九戸郡軽米町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から二戸市猿越峠特定猟具使用禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

30(1) 名称 一戸町小繫休猟区

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の国道4号と町道軽井沢1号線との交点を起点とし、起点から国道4号を北東に進み町道平糠線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道摺糠平糠線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道釜石旧中山線

との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道軽井沢1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで